

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上重要な取組みと位置づけ、その実現に努めております。

そのため当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役の職務執行を監督しております。また、取締役の職務執行が適法、適正かつ妥当であることを監査役が継続的かつ効果的に監査しております。

さらに、取締役会の監督機能及び監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役をそれぞれ複数名置いております。

関西電力グループの目指すべき姿については、「関西電力グループ 経営ビジョン」(平成16年3月)において示しております。具体的には、エネルギーをコアに、くらしの基盤となる領域において、「お客さま満足No.1 企業」となることを目指すべき企業像として掲げ、一人ひとりの従業員が、この企業像に向かって、お客さまの喜びのために最善をつくすことを行動指針として掲げております。

また、この目指すべき企業像を実現するための大きな柱として、企業の社会的責任(=CSR)を積極的に果たしていくことを宣言しました。CSRの確実な実践のために、「関西電力グループCSR 行動憲章」(平成16年3月)を策定し、CSR 推進の取組みに対する姿勢を表明するとともに、個人レベルでの具体的な行動規範として「関西電力グループCSR行動規範」(平成17年5月)を策定しております。関西電力グループが、持続的に成長を遂げていくための基盤は、社会のみならずから頂戴する信頼であるという考えに基づき、今後もCSR を確実に実践し、社会の一員としての責務を確実に果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則4-1-2＞ 中期経営計画の実現に向けた最善の努力

現在、当社は東日本大震災以降の不透明な経営環境下においても、当面の中期的な課題も見据えて、単年度のグループ経営計画を策定、公表し、その進捗管理を行い、計画の実現に努めております。

一方、平成19年3月に策定した「中長期計画」(平成22年10月改訂)については、エネルギー・環境政策等、様々な情勢変化を見極めつつ、見直しの検討を進めているところであります。

＜原則5-2＞ (収益力・資本効率等の目標を含む) 経営戦略や経営計画の策定・公表

現在、当社は東日本大震災以降の不透明な経営環境下にあるため、資本効率等の目標の提示ができていない状況であります。

実効性のある経営目標を掲げることが可能な状況となった場合には、従前と同様に目標を設定、公表することといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1-4＞ いわゆる政策保有株式

当社は、事業運営上の必要性や地域社会の発展・繁栄など、グループ全体の企業価値の維持・向上の観点から、株式を保有しております。

また、当社は保有株式の議決権行使について、各議案に対し、当社の保有意義や発行会社の企業価値の維持・向上の観点等から賛否を判断しております。

＜原則1-7＞ 関連当事者間の取引

当社は、取締役の利益相反取引については、取締役会において承認を得ております。

当社には、当社株式の10%以上を保有する主要株主は存在しないため、主要株主と取引を行う際の承認手続きは定めておりません。

また、関連当事者間の取引については、会社法等の法令および東京証券取引所が定める規則に従って、適切に開示しております。

＜原則3-1＞ 情報開示の充実

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社の「経営理念」「関西電力グループ経営ビジョン」「関西電力グループ経営計画」をホームページに開示しております。

<http://www.kepco.co.jp/corporate/info/policy/index.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方については、本報告書「1.1. 基本的な考え方」に開示しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続き

取締役の報酬は、職務執行の対価である月例の基本報酬と当該事業年度の業績や配当状況などを総合勘案して決定する賞与から構成されており、職責を反映しつつ業績との連動性も確保する報酬体系としております。

基本報酬については、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを総合勘案し、株主総会の決議に基づき月額75万円以内で、賞与については業績等を勘案し、支給の都度、株主総会において総額を決議したうえで、それぞれ取締役会において各取締役の地位等に応じた支給額を決定しております。

なお、2016年度以降は、より客観性・透明性を確保できるよう、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、適切な関与・助言を得ます。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役候補等の指名の方針と手続き

当社取締役・監査役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践することが求められており、その指名にあたっては、適切な意思決定と実効的な監督・監査を行うとの観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社の経営や監査を担うにふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、取締役会において審議したうえで決定しております。特に経営陣幹部については、当社グループの価値増大に対する貢献とリーダーシップの発揮を重視して選任しております。

なお、2016年度以降は、より客観性・透明性を確保できるよう、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、適切な関与・助言を得ます。

(5) 個々の取締役等の選任・指名についての説明

取締役・監査役については、業務執行の経験や識見を、当社の経営や監査に活かすことができる人物を選任・指名しており、個人別の経歴を「株主総会参考書類」に開示しております。

社外取締役・社外監査役については、経営者や専門家として培われた豊富な経験や識見を、当社の経営や監査に活かすことができる人物を指名しており、個別の指名理由を「株主総会参考書類」に開示しております。

<補充原則4-1-1> 取締役会の経営陣に対する委任の範囲、概要

取締役会規則において、法令や定款の規定および株主総会の委任により決議を要する事項のほか、経営に関する基本方針、電気供給約款の重要な改定、重要な工事の施行に関する件など、経営上重要な事項について取締役会で決議する旨を明確に規定し、それ以外の業務執行に関する決定を経営陣に委ねております。

<原則4-8> 独立社外取締役の有効な活用(2名以上の選任)

経営全般に対して、独立した立場での監督・助言機能を強化する観点から、独立社外取締役3名を選任している旨、本報告書「2.2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に開示しております。

<原則4-9> 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外取締役の独立性を判断する基準として、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすこととしたうえで、社外取締役本人ならびに社外取締役が業務執行者である法人および業務執行者であった法人と当社との間の電力供給やその他の取引の年間取引額も確認している旨、本報告書「2.1.機関構成・組織運営に係る事項」に開示しております。

<補充原則4-11-1> 取締役会の構成等に関する考え方

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から必要かつ適正な体制としており、当社事業の各分野について専門的知識と能力を有する社内取締役と、経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する社外取締役により構成しております。

現在、独立社外取締役3名を含む16名で構成しており、社外監査役4名(うち1名女性)を含む監査役7名も出席しております。

<補充原則4-11-2> 取締役、監査役の兼任状況

取締役・監査役の重要な兼任の状況については、「株主総会招集ご通知」に開示しております。

<補充原則4-11-3> 取締役会の実効性の分析・評価

取締役会の監督機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を得るため、独立性を確保した社外取締役3名を選任することにより、取締役会全体の実効性を向上させております。

社外取締役は、付議事項に関して事前説明を受け、取締役会等の場で積極的に意見を述べております。

また、業務の執行状況について必要に応じて報告を求めるなど、審議内容の充実を図っております。

<補充原則4-14-2> 取締役、監査役のトレーニング方針

取締役・監査役を対象として、「関西電力グループCSR行動憲章」を踏まえた研修会を定期的に開催するとともに、社外取締役・社外監査役に対しては、その職責を果たす上で必要な知識を習得できるよう、就任の際、また、就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する個別説明を行っております。

さらに事業内容の理解促進を目的とした当社施設の視察等も適宜行っております。

<原則5-1> 株主との建設的な対話に関する方針

株主・投資家との対話は、企画担当の取締役が統括し、社内の各部門が積極的に連携し、対応しております。

具体的な対話活動として、株主総会をはじめ、国内外の株主・投資家とのミーティングや決算説明会などを実施しており、担当取締役等が参加することで、直接対話する機会を設けております。

そこで寄せられた意見等は、必要に応じて経営陣幹部・取締役に報告するなど、当社経営に活用しております。

また、インサイダー取引防止規程を制定し、株主・投資家との対話に際して、未公表の重要事実を開示することがないよう、情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大阪市	83,747,966	8.92
日本生命保険相互会社	34,327,682	3.66
神戸市	27,351,175	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,604,700	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	23,878,910	2.54
関西電力持株会	20,282,088	2.16
株式会社みずほ銀行	17,377,966	1.85
高知信用金庫	13,415,700	1.43
株式会社三井住友銀行	11,127,985	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	10,404,200	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 礼之	他の会社の出身者								○			
沖原 隆宗	他の会社の出身者								△			
小林 哲也	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 礼之	○	井上礼之氏は現在ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員に在任しております。 ダイキン工業株式会社と当社は、電力供給の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。 また、井上礼之氏と当社は、電力供給の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	企業経営者としての豊富な経験と識見を当社経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定しております。
		沖原隆宗氏は株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取、取締役副会長を歴任し、現在同行の特別顧問に在任しております。 同行と当社は、電力供給の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	金融機関の経営者としての豊富な経験と識見を当社経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証

沖原 隆宗	○	また、同行と当社は、資金借入、為替および預金の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定しております。
小林 哲也	○	小林哲也氏は現在近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長および近畿日本鉄道株式会社取締役会長に在任しております。 近畿日本鉄道株式会社と当社は、電力供給の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。 また、小林哲也氏と当社は、電力供給の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	企業経営者としての豊富な経験と識見を当社経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	人事・報酬等諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	人事・報酬等諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

オブザーバーとして、社外監査役1名が委員会に出席することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7名
監査役の数	7名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果の意見交換等を通じて、互いに緊密な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土肥 孝治	弁護士										○			
森下 洋一	他の会社の出身者										○			
槇村 久子	学者										○			
十市 勉	その他										△			

※ 会社との関係についての選択項目

- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土肥 孝治	○	土肥孝治氏と当社は、電力供給の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	弁護士としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外監査役であるため、独立役員として指定しております。
森下 洋一	○	森下洋一氏は松下電器産業株式会社(現・パナソニック株式会社)取締役社長、取締役会長を歴任し、現在同社の特別顧問に在任しております。 パナソニック株式会社と当社は、電力供給の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。 また、森下洋一氏と当社は、電力供給の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	企業経営者としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外監査役であるため、独立役員として指定しております。
榎村 久子	○	榎村久子氏は京都女子大学教授、同大学院教授を歴任し、現在同大学宗教・文化研究所客員研究員に在任しております。 京都女子大学と当社は、電力供給の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。 また、榎村久子氏と当社は、電力供給の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	学識経験者としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外監査役であるため、独立役員として指定しております。
十市 勉	○	十市勉氏は一般財団法人日本エネルギー経済研究所において、専務理事・首席研究員などを歴任し、現在同研究所研究顧問に在任しております。 一般財団法人日本エネルギー経済研究所と当社は、調査委託および会費支払いの取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	研究者としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外監査役であるため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

7名

その他独立役員に関する事項

全ての社外役員を独立役員に指定している

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

電気事業の性格上、中長期的視野に立った経営が求められる要素が多く、特に短期的な業績を報酬に連動させるような制度は採用しておりませんが、賞与については、その性格上、業績等を勘案のうえ、決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度に係る取締役および監査役の報酬等の額は次のとおりです。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	268百万円	268百万円	—	15人
監査役(社外監査役を除く)	61百万円	61百万円	—	3人
社外役員	54百万円	54百万円	—	8人

(注)上記には第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名に対する報酬額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、職務執行の対価である月例の基本報酬と当該事業年度の業績や配当状況などを総合勘案して決定する賞与から構成されており、職責を反映しつつ業績との連動性も確保する報酬体系としております。

基本報酬については、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを総合勘案し、株主総会の決議に基づき月額75百万円以内で、賞与については業績等を勘案し、支給の都度、株主総会において総額を決議したうえで、それぞれ取締役会において各取締役の地位等に応じた支給額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポートを担当する部署をそれぞれ定め、必要に応じ、重要な事項については説明を行うなど、サポート体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役の職務執行が適法、適正かつ妥当であることを継続的かつ効果的に監査するため、監査役制度を採用しております。

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から必要かつ適正な体制としており、当社事業の各分野について専門的知識と能力を有する社内取締役(13名)と、経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する社外取締役(3名)により構成しており、定例取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督しております。

なお、2016年度以降は、取締役候補者の指名や取締役報酬については、社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定することとしております。

また、経営の執行機能と監督機能を分離し、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制を導入しております。

重要な業務執行については、迅速かつ適切な意思決定を実現するため、役付取締役及び役付執行役員により構成する常務会を原則週1回開催し、効率的かつ効果的な会社運営を実施しております。

監査役については、現在、7名の体制としており、常任監査役3名および、より独立した立場での監査を実施する観点から、過半数の4名を社外監査役(うち女性1名)としております。また、常任監査役には当社経理部門の主要職位歴任者を含めており、財務および会計に関する知見を有する監査役を確保しております。さらに、監査役および監査役会の職務を補助する専任組織として監査役室(12名)を設置するなど、監査機能の充実に努めております。監査役室については、その独立性を担保するために監査役直轄とし、当社グループの業務執行に係るいかなる職務の兼務も行っておりません。

監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っております。また、常任監査役は、取

締役会以外の重要な会議にも出席し、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、日常的に監査しており、監査役会にて、社外監査役に定期的に報告しております。また、監査役は代表取締役等との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施しております。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役会の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役をそれぞれ複数名置いております。なお、社外取締役および社外監査役は、当社との間に特別の利害関係はなく、また、当社は社外取締役および社外監査役の独立性を判断する基準として、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすこととしたうえで、社外取締役・社外監査役本人ならびに業務執行者であった法人と当社との間の電力供給やその他の取引の年間取引額等も確認しております。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。当社の独立した第三者としての会計監査業務を執行した公認会計士は、脇田一郎氏、渡邊明久氏、関口浩一氏であり、継続監査年数はいずれも7年以内であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士補等13名であります。

上記に加え、当社は、経営全般にわたる重要な業務に関する方針、実施計画等について、執行の適正化と円滑化を図るため、「計画調整」、「審査」、「審議」の3つの機能を中心とした各種委員会組織を設置し、常務会の意思決定や各部門の業務執行を支援しております。各種委員会組織は各目的に関連する業務を担当する役付執行役員を主として構成し、定期的に開催もしくは必要に応じ適宜開催しております。また、主として執行役員を各種委員会組織の事務を担当する幹事としてそれぞれ設置しております。

なお、中立性・公平性確保が必要な送配電部門の業務執行については、小売・発電部門を除く役員で構成する「電力流通経営会議」を設けております。

CSRIについては、当社グループとしての基本的な考え方を「関西電力グループCSR行動憲章」で、個人レベルでの行動規範を「関西電力グループCSR行動規範」で、それぞれ定めるとともに、CSR推進に関する総合的方策の策定を行う「CSR推進会議」を設置するなど、CSRの推進に努めております。また、「CSR推進会議」の下部組織として法令遵守（コンプライアンス）の徹底の観点から社外弁護士が委員として参加する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、グループ全体の事業に関するコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、「コンプライアンス相談窓口」を社内外に設置するなど、コンプライアンスの推進にも努めております。

事業活動に伴うリスクについては、「関西電力グループリスク管理規程」に基づき、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、各業務執行部門に対して、助言・指導を行うことでリスク管理の強化を図っております。さらに、リスクを統括的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理委員会」の委員長を「リスク管理統括責任者」とする体制のもと、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努めております。

原子力安全については、「原子力発電の安全性向上への決意」を社達として制定し、これに基づき、全社を挙げた取組みを推進しております。この取組みを確実に実施するため、美浜発電所3号機事故を契機に設置した、全ての部門の役員等で構成する「原子力安全推進委員会」（平成24年6月、「原子力保全改革委員会」から名称変更）において、広い視野から確認、議論を行っております。また、社外委員を主体とした「原子力安全検証委員会」（平成24年6月、「原子力保全改革検証委員会」から名称変更）においても、独立的な立場から助言等をいただき、安全性向上の取組みに反映しております。なお、これらの状況については、ホームページ等を通じて広くお知らせし、透明性の確保に努めております。

内部監査については、安全・品質に関する経営的諸問題を幅広く共有・審議するとともに、社外の識見や情報を取り入れ、公正かつ専門的な立場から、グループ全体の内部監査の適正を確保するため、「経営監査委員会」を設置しております。また、内部監査の専任組織として、経営監査室（83名）を設置しており、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するとともに、内部監査計画について常務会に付議し、結果については常務会および取締役会に報告を行っております。また、各職場は、監査結果を踏まえ、必要な改善活動を行うなど、適正な業務運営の確保に努めております。

なお、内部監査部門（経営監査室）、監査役および会計監査人は、適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果の意見交換等を通じて互いに緊密な連携を保っております。

子会社に対しては、「関西電力グループ経営ビジョン」や「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、企業集団の業務の適正を確保しております。また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与するとともに、経営状況の定期的な把握を行うことにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役の職務執行を監督しております。また、取締役の職務執行が適法、適正かつ妥当であることを常勤の監査役および社外監査役が継続的かつ効果的に監査する、監査役制度を採用しております。

また、取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役会の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役をそれぞれ複数名置いております。

この制度は、健全な経営と社会的信頼の維持・向上を図る体制として、当社に定着し、有効に機能しているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第91回定時株主総会は、平成27年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成18年6月開催の株主総会から、インターネットに接続しているパソコン及び携帯電話からの議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年6月開催の株主総会から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	(株)ICJの議決権行使プラットフォームに、狭義の招集通知と株主総会参考書類を英文で掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、経営計画、年度決算および第2四半期決算について、会社説明会を開催し、社長および他の役員が経営の状況を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、社長および他の役員による海外投資家訪問を毎年実施し、経営の状況を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトURL http://www.kepco.co.jp/corporate/ir/ 当社ホームページにおいて、経営計画、決算短信、有価証券報告書、関西電力グループレポート、ファクトブック、会社説明会資料など、各種のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:IR推進プロジェクトチーム 事務連絡責任者:経理部長	
その他	当社は、投資家の皆さまに公平かつ迅速に情報開示を行っており、国内および海外の機関投資家、個人投資家など多岐にわたる投資家層に対し、当社ホームページにおいて、様々なニーズに応じた情報提供を展開しております。また、会社説明会や投資家訪問において、社長および他の役員が積極的に投資家の皆さまと対話を行い、双方向のコミュニケーションを図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	関西電力グループCSR行動憲章(平成16年3月)にて規定しております。 【基本的な考え方】 関西電力グループの事業活動は、お客さま、地域社会のみなさま、株主・投資家のみなさま、ビジネスパートナー、従業員、そのほか社会の多くのみなさまにより支えられています。こうしたみなさまから頂戴する信頼こそが、関西電力グループが企業としての使命を果たし、持続的に成長を遂げていくための基盤です。関西電力グループは、コンプライアンスや透明性の確保など、社会の一員としての責務を確実に果たすとともに、グループの事業活動に対して社会のみなさまから寄せられる期待に誠実にお応えすることにより、社会の持続的発展に貢献し、みなさまからの信頼を確固たるものとしていきたいと考えています。 このような認識のもと、関西電力グループは、以下の原則に基づき、すべての事業活動を展開し、企業としての社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を全うしていきます。 【CSR行動憲章】 http://www.kepco.co.jp/corporate/csr/mind/charter/index.html
	当社グループは、持続可能な社会の構築に貢献するため、「関西電力グループ環境行動方針」を策定しています。これに基づき、当社においては「環境部会」を、グループにおいては「関西電

環境保全活動、CSR活動等の実施	カグループ環境管理委員会」を設置し、グループ一体となって環境管理推進体制を構築して環境保全活動を展開しています。 CSR活動については、社長を議長とする「CSR推進会議」において、当社グループ全体のCSR推進に関する総合の方策などを策定し、さまざまな活動を展開しています。 こうした当社グループの取組みの方針および活動状況は、当社ホームページや毎年発行する「関西電力グループレポート」により、開示しています。 【環境への取組み】 http://www.kepco.co.jp/corporate/kankyoku/index.html 【関西電力グループレポート】 http://www.kepco.co.jp/corporate/csr/data/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「関西電力グループCSR行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をCSR行動原則の1つとして掲げ、社会のみなさまとのコミュニケーションを推進しています。
その他	<ダイバーシティ推進について> 平成23年6月にダイバーシティ推進の専任組織を設置し、男女の別なく全従業員を対象に個々人の「ちがいを」強みとして活かし、個人の成長と組織力のさらなる向上を図るための意識改革・行動変革に取り組んでいます。その実現に向けて、一人ひとりの多様な意見を引き出す力を高め、個人の力を組織の力につなげるための定期的な情報発信や、職場単位での研修などの取組みを進めています。 <女性活躍推進について> 組織に多様な感じ方やものの見方をもたらす重要な源泉の一つとして女性を取り上げ、女性活躍推進に積極的に取り組んでいます。仕事を通じた能力開発と自己成長による、組織への継続的な貢献を促すとともに、ライフステージが変化しても、意欲高く働き続けられるよう、若手のうちからキャリア意識を醸成していくことや、そのための環境を整備することを基本方針としています。より積極的な推進を図るため、次のような目標を設定しています。 ・2020年度末までに、女性役職者比率を2013年度の倍以上とする。 ・事務系採用における女性比率を40%以上とする。(2015年度実績28%) これらの達成に向け、具体的には以下のような取組みを実施しています。 ・女性の採用に力をいれるとともに、技術系職場にも積極的に女性社員を配置するなど、職域拡大を進めています。 ・役附登用についても男女の区別なく、個人の能力や適性に応じて、公平・公正におこなっており、女性の役附社員数は増加しています。 ・女性向けの研修に加えて、部下を育成・指導する上司層に向けても、意識の変革・育成力の強化を目的に研修等を実施しています。 ・時間制約(育児・介護等)のある中でも、一人ひとりが持てる力を最大限に発揮できるような「働き方」の実現を目指し、制度・仕組みの整備や職場環境づくりに努めています。 なお、2014年度「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」の認証を受けました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において次のとおり決議しております。

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会及び各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会及び会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」及び「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能及び監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録及び業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役及び役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」及び「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSR及びコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(a) 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(b) 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制及びリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、又はこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(c) 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 取締役は、子会社に対して「関西電力グループ経営ビジョン」及び「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSR及びコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役及び使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役及び使用人に対して確保させる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役及び監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役及び監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査役の指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役

の意向を尊重する。

(9) 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又は子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

(10) 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

(11) 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、社内規程に基づき、監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理等については、これを措置する。

(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

(13) 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「関西電力グループCSR行動規範」において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は行いません」と宣言し、役員及び全ての従業員に対してその遵守を求めています。今後とも、反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨みます。

また、社内規程により、コンプライアンスの徹底や、反社会的勢力への対応統括部署および不当要求防止責任者の設置、警察等の外部専門機関との連携について定めるとともに、具体的な対応方法を記載したマニュアルを整備しております。

さらに、資材調達標準契約条件に「反社会的勢力排除条項」を導入しており、一層の関係遮断に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社は、経営監督体制として、取締役会については、定例取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、役付取締役及び役付執行役員により構成する常務会を原則週1回開催し、重要な業務執行について協議し、迅速かつ適切な対応を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っております。また、常任監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、日常的に監査しており、監査役会にて、社外監査役に定期的に報告しております。

こうした経営監督体制のもと、当社の適時開示に係る社内体制としましては、「会社情報の適時開示に係る取扱通達」を社内規程として定め、この社内規程を通じて、投資家への適時適切な会社情報の開示を徹底しております。

上記の社内規程においては、経理室長を当社の適時開示に係る「情報開示責任者」と定めております。

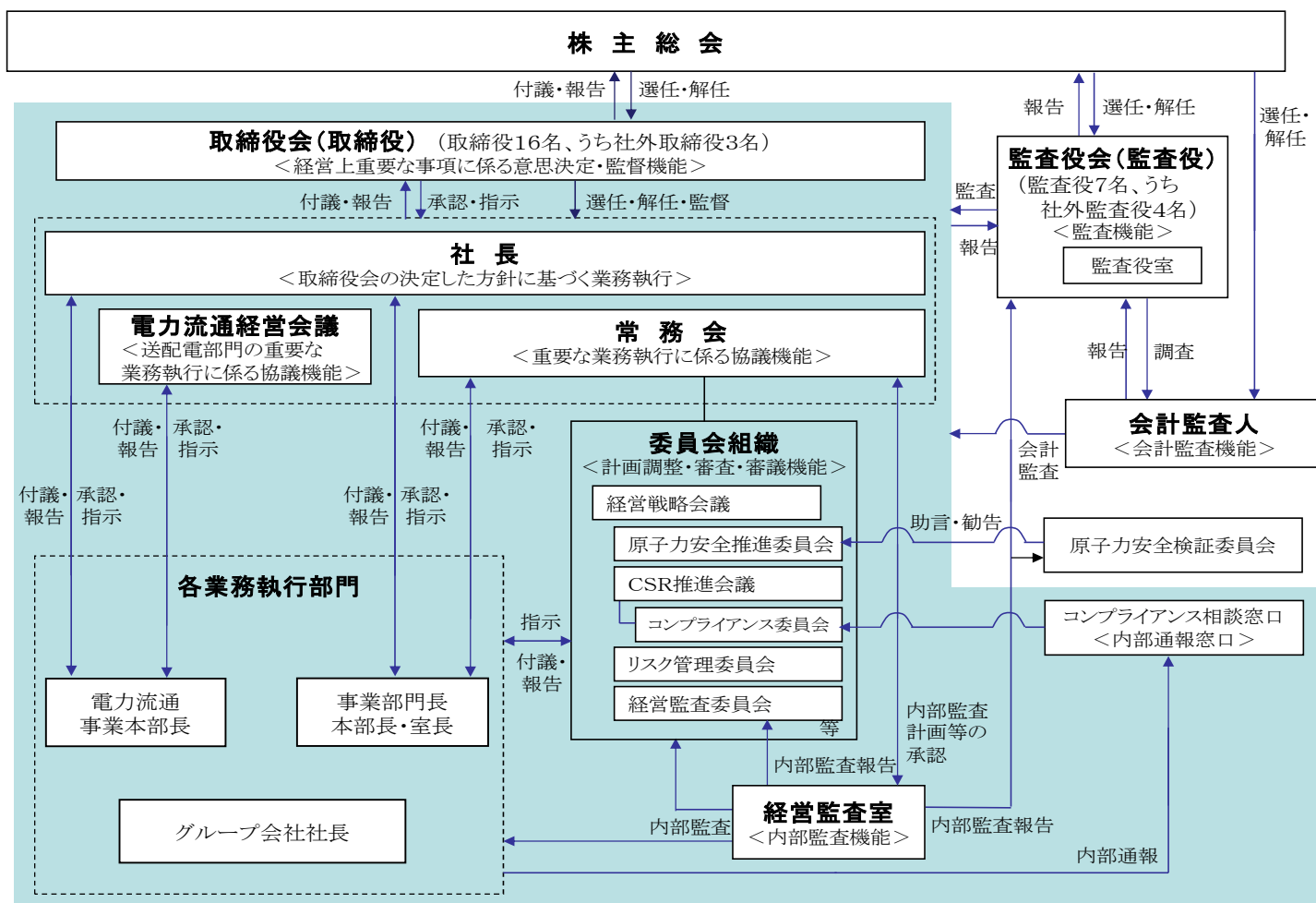
各部門のチーフマネジャー等を「情報管理責任者」と定め、適時開示の対象となる重要情報を、「情報開示責任者」へ報告することとしております。また、決算情報等については、経理室計画グループチーフマネジャーを「情報管理責任者」と定め、情報を集約しております。

適時開示の対象となる当社子会社の重要情報は、当該子会社を所管する部門の「情報管理責任者」が、当該子会社の「情報管理責任者」から報告を受け、「情報開示責任者」へ報告を行うこととしております。

「情報開示責任者」は、各部門の「情報管理責任者」から報告された重要情報について開示の要否を判断し、開示情報の適時性・適正性・有用性を審査した上で、金融商品取引所に対する適時開示を実施することとしております。

「情報開示責任者」は適時開示の実施状況について、役付取締役及び役付執行役員により構成する常務会へ報告することとしております。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制模式図】



【參考資料：適時開示体制模式図】

